

# 令和3年度上半期速度取締り指針

令和3年3月  
大河原警察署

## 大河原警察署の速度取締り重点

区域	時間帯	路線
柴田郡村田町大字沼辺地区	7:00 ~ 9:00	町道元関場鹿野線

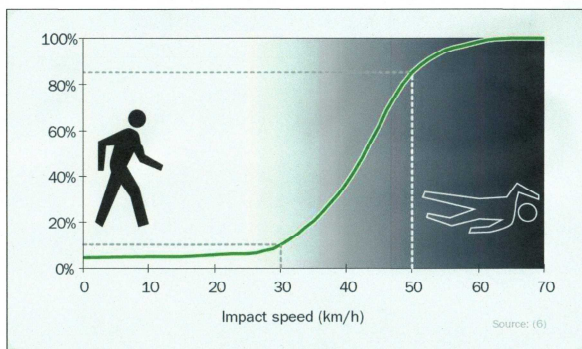
令和2年4月15日午前8時ころ、町道元関場鹿野線で路外逸脱の交通死亡事故が発生しており、道路線における速度取締りが必要になっています。

★ 上記以外の場所、時間帯等でも取締りを実施します ★

## 管内における交通事故実態など

- ★ 令和2年4月15日の交通事故概要  
柴田郡村田町大字沼辺地区の町道元関場鹿野線で、軽自動車が右カーブを越えた先の進路右側にある用水路に転落し、運転手の男性が亡くなりました。  
スピードの出し過ぎも交通事故の原因の一つとみられます。

(資料)衝突時の走行速度と歩行者が致命傷となる確率



※ Speed management - A road safety manual for decision-makers and practitioners - より

○30km/hの場合 → 致死率: 約10%

○50km/hの場合 → 致死率: **80%以上**

速度: 増大 → 致死率: 上昇

- 車のスピードが速くなればなるほど、歩行者と衝突した際の致死率が上がります。
- 特に時速50キロメートル以上の場合、致死率が80%を超えます。
- 交通事故の際の歩行者の致死率を下げるためには、車のスピードを抑える必要があります。

## 速度違反以外の取締りや警戒活動

国道4号で、速度違反のほか、信号無視、携帯電話違反などの取締りを行います。  
大河原町や柴田町の横断歩行者が多い地域では、横断歩行者妨害等違反などの取締りを行います。